

議案第 4 1 号

愛西市国民健康保険税条例等の一部改正について

愛西市国民健康保険税条例（平成 1 7 年愛西市条例第 5 6 号）等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 7 年 6 月 1 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるからである。

## 愛西市条例第25号

### 愛西市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(愛西市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 愛西市国民健康保険税条例（平成17年愛西市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第23条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

(愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年愛西市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に次のただし書きを加える。

ただし、附則第17項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の愛西市国民健康保険税条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 改正後の愛西市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。